

第8章 その他重要事項

8-1 総論

(1) その他重要事項に係る根拠法令

港湾法施行令第1条の4第6号においては、港湾計画で「その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項」について定めることが規定されている。

○港湾法施行令

(港湾計画)

第1条の4 法第3条の3第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

上記の条文に該当する計画事項、すなわち港湾計画で定めるいわゆる「その他重要事項」としては、第6章で扱った「土地造成及び土地利用計画」を除き、次の事項とする。なお、当該事項に対応する計画基準省令を右に示す。

①	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	計画基準省令第5条第2項
②	港湾及び港湾に隣接する地域の保全	計画基準省令第15条
③	特定港湾施設の高さ及び機能の最適化	計画基準省令第15条の2
④	大規模地震対策施設	計画基準省令第16条
⑤	港湾区域の利用	計画基準省令第17条
⑥	港湾の再開発	計画基準省令第19条
⑦	港湾施設の利用	計画基準省令第20条
⑧	港湾の開発の効率化	計画基準省令第21条
⑨	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	計画基準省令第22条

- ① については、計画基準省令第5条第2項のとおり、当該港湾が国際海上輸送網の拠点として機能するために必要であるものについて、その旨を定める。
- ② については、計画基準省令第15条に沿って、津波、高潮などによる災害を防止するための主要な施設の種類及び配置を定める。
- ③ については、計画基準省令第15条の2に沿って、気候変動を踏まえた防護の目標水準及びその対応方針を定める。
- ④ については、計画基準省令第16条に沿って、耐震性を強化させた岸壁など大規模地震対策施設の種類、規模及び配置を定める。
- ⑤ については、計画基準省令第17条に沿って、放置等禁止区域の設定など港湾区域の利用区分を

定める。

- ⑥ については、計画基準省令第19条に沿って、港湾の施設の用途変更、土地利用の転換その他の再開発の内容を定める。
- ⑦ については、計画基準省令第20条に沿って、公用又は専用の別その他の港湾施設の利用形態を定める。
- ⑧ については、計画基準省令第21条に沿って、段階的な開発の計画、当該開発が港湾及びその周辺地域に与える経済効果等について定める。
- ⑨ 上記①～⑧以外に「その他港湾の開発、利用及び保全に関する重要事項」として港湾計画で定めが必要と判断されるものを定める。

8－2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

(1) 根拠法令

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設については、計画基準省令第5条第2項に規定されている。

計画基準省令 第5条

- 1 (略)
- 2 前項の港湾施設のうち、当該港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要であるものについては、その旨を定めるものとする。

(2) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点について港湾計画で定める事項

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設とは、港湾法第52条第1項第1号から第3号に掲げる港湾施設であり、港湾計画の策定にあたっては、これらの港湾施設を今までに挙げた計画用語に置き換えて、その規模及び配置を定める。なお、計画用語と港湾施設との対応については次のとおりである。

計画用語	港湾法第2条第5項の港湾施設	
	港湾施設の詳細	港湾施設
航路、泊地、航路・泊地	航路、泊地	水域施設
防波堤、護岸	防波堤、護岸	外郭施設
岸壁	岸壁、桟橋	係留施設
道路（臨港道路）	道路、橋梁	臨港交通施設
緩衝緑地	公害防止用緩衝地帯	港湾公害防止施設
緑地	緑地	港湾環境整備施設
海面処分用地、海面処分・活用用地	廃棄物埋立護岸	廃棄物処理施設
廃棄物処理施設用地	廃棄物焼却施設 等	

(3) 本文の記述方法について

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設の、本文における基本的な記述方法は次のとおりである。